

ご請求の流れについて

事故や病気など請求事由が発生したとき、まずは、**静岡県教職員生活協同組合(054-282-2140)**までご連絡ください。ご加入のコースにあわせて、必要となる書類をお送りいたします。

◆生活支援コース ◆生活維持コース ◆生活維持ロング
◆医療保障コース ◆医療費支援コース(先進医療型)
◆70歳継続コース ◆短期医療プラス ◆医療充実コース
◆短期療養サポート ◆重病克服支援コースの場合は、請求書を送付します。

請求書に記入のうえ、必要書類とともに送付してください。

請求時に必要な書類につきましては、ご請求いただきました事由・金額また、ご加入の期間等によって異なりますのでご了承ください。

請求のイメージ



◆アクティブコース ◆長期療養サポートの場合は、事故連絡票を送付します。

事故連絡票に必要事項を記入のうえ、FAXしてください。
⇒事故連絡票を元に請求書および必要書類を送付させていただきます。

請求書に記入のうえ、必要書類とともに送付してください。

ご請求時の連絡先
静岡県教職員生活協同組合

054-282-2140

残された家族をトータルにバックアップします

グループ保険は「経済的支援」と合わせて、残されたご家族をバックアップできるような「精神的支援」も実施いたします。



遺族ガイドンスとは？

遺族ガイドンスは「グループ保険」の死亡保険金のお支払いとなった組合員のご遺族、または高度障害保険金のお支払いとなった組合員とご家族がご利用いただける遺族支援サービスです。引き受け保険会社の担当者が請求書の記入方法のご説明に加え、葬儀後に必要な各種手続きについてご説明し、ご遺族の精神的支援を行う「グループ保険」独自のサービスです。

■MY生活応援ネットのご案内

万一のことがあった場合、残されたご家族の当面の不安を少しでも軽減できるよう保険金お支払日より3年間にわたり、以下のサービスがご利用いただけます。

1 24時間健康・医療相談(フリーダイヤル)

健康に関する不安や心配を年中無休・24時間フリーダイヤルでご相談いただけます。

①電話相談
保健師、看護師、管理栄養士等のヘルスアドバイザーと顧問医が責任をもってお答えします。

②相談内容
・応急処置、夜間救急相談
・妊娠・出産・育児
・医療機関案内

※本サービスは医師法等関連法令が規定する診療・治療や医薬品の提供は一切行いません。

2 メンタルヘルス相談(フリーダイヤル/面談)

電話または面談にて臨床心理士がプライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

①電話相談：専門カウンセラーが電話にてカウンセリングを行います。

○社外相談窓口のため、気軽に相談できます。
○電話相談時間は月～土曜(祝日・年末年始を除く)：10時～22時

②面談相談

電話予約(フリーダイヤル)をしていただき、臨床心理士が面談によるカウンセリングを行います。

○カウンセリングは年間5回まで無料(6回目からは別途費用(10,000円程度)がかかります)

○カウンセリング拠点は、全国167箇所
2019年3月現在

○面談相談時間は月～土曜(祝日・年末年始を除く)：10時～20時

※カウンセリングルームの詳細は、インターネット(www.tcchp.com/map.html)で確認することができます。

3 FP相談サービス(フリーダイヤル/面談)

相続やライフプランについて専門家がご遺族の疑問・相談に回答いたします。

①電話相談

FP技能士、CFP資格取得者が相続・資産管理・将来の生活設計などに対する疑問にお答えします。

○電話相談時間は月～金曜(祝日・年末年始を除く)：10時～18時

②面談相談

電話予約をしていただき、専門家が面談による相談を実施いたします。

○相談料は初回は時間に関係なく8,000円。2回目以降は1時間あたり8,000円です。一般相談料の20%引きで受け付けております。

※税金に関する事項は、一般的な説明に限らせていただきます。税額の試算等具体的な税務相談が必要なケースでは、税務署の電話相談サービスへのご案内をさせていただきます場合があります。

※高度障害保険金をお受け取りの際には上記に加え、以下のサービスがご利用いただけます。

障がい相談(フリーダイヤル)

身体の障がいに関する様々な相談に社会福祉士やケアマネジャーの資格を持つ相談員が無料でお応えいたします。

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

制度内容詳細はパンフレットをご確認ください。

静岡県教職員生協

組合員みなさまへ

2022年度

『グループ保険』 制度内容のご案内



- 「グループ保険」は1年間ごとの制度ですので、内容変更手続きについては1月～2月の更新募集時のみのお取り扱いとなります。内容を変更(制度の新規加入・増額を除く)される方は、1月から2月の更新募集時に変更お手続きをしてください。

新規加入・増額のお取扱いはございません

アクティブコースご加入のみなさまへ

追加保険料なしで、熱中症補償特約・食中毒補償特約が自動セットされ、2022年6月1日以降に発生した「熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒」が補償されるようになりました。

注 意 事 項

- ・1年更新の制度のため、原則期間途中での脱退はできません。
- ・こどもの契約は、2022年6月1日時点で満22歳6ヵ月を超えると自動で脱退となります。

保険期間

2022年6月1日(責任開始期(加入日))～
2023年5月31日

申込締切日

2022年2月28日(月)

グループ保険専用
フリーダイヤル



0120-455-513

受付期間

2021年12月21日(火)～2022年2月28日(月)(土・日・祝日を除く)9:00～17:30

※受付期間以外は、上記フリーダイヤルは利用できませんので、引受会社・取扱代理店(054-284-7220、フリーダイヤルではありません)までご連絡ください。

※フリーダイヤルの電話番号は毎年変わります。

静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合

定年退職時まで
 継続いただけた方のみ、
 退職後も65歳まで
 団体扱いで
 継続できます。

①生活支援コース

（こども特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】）

新規加入・増額の
 お取り扱いはありません

特長

1. 死亡・高度障害、障害状態(障害年金1級)の場合、死亡・高度障害・障害保険金を一時金としてお支払いします。
2. お手頃な保険料で大きな保障。
3. 配偶者・こどもも加入できます。
4. 「高度障害保険金」のお支払い事由に該当しない場合でも、公的障害年金1級・2級の認定に連動して、保険金・給付金をお支払いします。
5. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

月払保険料と保障額

月払保険料<加入対象区分：本人・配偶者・こども>

●本人と一緒に配偶者・こどもも加入される場合、配偶者・こどもの保険金額は本人の同額以下としてください。
 (例：配偶者が800万円に加入の場合、本人は800万円以上に加入することが条件です。)

加入対象区分	申込金額 ↓ 万円	死亡または高度障害・障害状態(障害年金1級)の時 保障額(万円) (障害初期給付金)	障 害 状 態 (障害年金1級、2級)の時 性別	保 険 年 齢	15-35 歳	36-40 歳	41-45 歳	46-50 歳	51-55 歳	56-60 歳	61-64 歳	65 歳	66-70 歳	71 歳
本人	2,500	250	男性	15~30	6,225	6,375	6,575	6,900	7,475	8,325	9,675	8,725	10,450	12,100
			女性	15~30	6,100	6,300	6,375	6,650	6,975	7,375	7,900	7,050	7,700	8,550
	2,200	220	男性	31~35	5,478	5,610	5,786	6,072	6,578	7,326	8,514	7,678	9,196	10,648
			女性	31~35	5,368	5,544	5,610	5,852	6,138	6,490	6,952	6,204	6,776	7,524
	2,000	200	男性	36~40	4,980	5,100	5,260	5,520	5,980	6,660	7,740	6,980	8,360	9,680
			女性	36~40	4,880	5,040	5,100	5,320	5,580	5,900	6,320	5,640	6,160	6,840
	1,800	180	男性	41~45	4,482	4,590	4,734	4,968	5,382	5,994	6,966	6,282	7,524	8,712
			女性	41~45	4,392	4,536	4,590	4,788	5,022	5,310	5,688	5,076	5,544	6,156
	1,500	150	男性	46~50	3,735	3,825	3,945	4,140	4,485	4,995	5,805	5,235	6,270	7,260
			女性	46~50	3,660	3,780	3,825	3,990	4,185	4,425	4,740	4,230	4,620	5,130
	1,200	120	男性	51~55	2,988	3,060	3,156	3,312	3,588	3,996	4,644	4,188	5,016	5,808
			女性	51~55	2,928	3,024	3,060	3,192	3,348	3,540	3,792	3,384	3,696	4,104
	1,000	100	男性	56~60	2,490	2,550	2,630	2,760	2,990	3,330	3,870	3,490	4,180	4,840
			女性	56~60	2,440	2,520	2,550	2,660	2,790	2,950	3,160	2,820	3,080	3,420
	800	80	男性	61~64	1,992	2,040	2,104	2,208	2,392	2,664	3,096	2,792	3,344	3,872
			女性	61~64	1,952	2,016	2,040	2,128	2,232	2,360	2,528	2,256	2,464	2,736
	500	50	男性	66~70	1,245	1,275	1,315	1,380	1,495	1,665	1,935	1,745	2,090	2,420
			女性	66~70	1,220	1,260	1,275	1,330	1,395	1,475	1,580	1,410	1,540	1,710
	300	30	男性	71 歳	747	765	789	828	897	999	1,161	1,047	1,254	1,452
			女性	71 歳	732	756	765	798	837	885	948	846	924	1,026
	200	20	男性		498	510	526	552	598	666	774	698	836	968
			女性		488	504	510	532	558	590	632	564	616	684

加入対象区分	申込金額 ↓ 万円	死亡または高度障害 保障額(万円) (死亡保険金・高度障害保険金)	障 害 状 態 (障害年金1級、2級)の時 性別	保 険 年 齢	16-35 歳	36-40 歳	41-45 歳	46-50 歳	51-55 歳	56-60 歳	61-65 歳	66-70 歳	71 歳
配偶者	1,000	—	男性	16~35	2,210	2,260	2,330	2,450	2,660	2,970	3,490	4,180	4,840
			女性	16~35	2,160	2,230	2,260	2,360	2,480	2,620	2,820	3,080	3,420
	800	—	男性	36~40	1,768	1,808	1,864	1,960	2,128	2,376	2,792	3,344	3,872
			女性	36~40	1,728	1,784	1,808	1,888	1,984	2,096	2,256	2,464	2,736
	500	—	男性	41~45	1,105	1,130	1,165	1,225	1,330	1,485	1,745	2,090	2,420
			女性	41~45	1,080	1,115	1,130	1,180	1,240	1,310	1,410	1,540	1,710
	300	—	男性	46~50	663	678	699	735	798	891	1,047	1,254	1,452
			女性	46~50	648	669	678	708	744	786	846	924	1,026
	200	—	男性	51~55	442	452	466	490	532	594	698	836	968
			女性	51~55	432	446	452	472	496	524	564	616	684
こども	400	—			一律 280 円 (3~22歳)								
	200	—			一律 140 円 (3~22歳)								

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例)保険年齢40歳＝2022年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
 ●いずれか1種類を選んでください。
 ●本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(こども特約、障害特約)をセットしたものです。
 ●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
 ご注意
 ●配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
 ●本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
 ●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
 ●障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象となります。
 ●死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
 ●障害初期給付金のお支払いは1回限りです。

定年退職時まで
 継続いただけた方のみ、
 退職後も65歳まで
 団体扱いで
 継続できます。

②生活維持コース

(半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

新規加入・増額の
 お取り扱いはありません

契 約 者：静岡県教職員組合
 事務委託：静岡県教職員生活
 協同組合

特長

1. 死亡・高度障害の場合、家族に必要な期間、必要な生活費(月額給付・ボーナス給付)を死亡・高度障害保険金として一時金もしくは年金で支給します。
2. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

保険料と保障額

<加入対象区分：本人・配偶者>

【本人】死亡・高度障害のとき

D1(D)コース：必要保障額の100%補てんを目指したコースです。(月額のみ(D)は必要保障額の約75%補てん)

保険年齢 (歳)	月額給付部分					ボーナス給付部分				
	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約：万円)	ボーナス払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)
	男 性	女 性					男 性	女 性		
15~30	2,280	1,470	3,000	8.2	25	3,376	4,560	2,940	1,000	16.5
31~35	2,280	1,470	3,000	8.2	25	3,376	4,560	2,940	1,000	16.5
36~40	2,910	2,490	3,000	8.2	25	3,376	5,820	4,980	1,000	16.5
41~45	3,894	2,950	2,950	10.4	20	3,229	7,920	6,000	1,000	21.3
46~50	4,656	3,528	2,400	11.7	15	2,556	9,312	7,056	800	23.4
51~55	6,109	4,264	2,050	10.0	15	2,184	12,516	8,736	700	20.5
56~60	6,370	3,878	1,400	10.6	10	1,452	13,650	8,310	500	22.8
61~65	5,348	2,828	750	11.9	5	758	10,695	5,655	250	23.8
66	7,943	3,825	750	11.9	5	758	15,885	7,650	250	23.8

E1(E)コース：必要保障額の約80%補てんを目指したコースです。(月額のみ(E)は約60%補てん)

保険年齢 (歳)	月額給付部分					ボーナス給付部分				
	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約：万円)	ボーナス払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)
	男 性	女 性					男 性	女 性		
15~30	2,128	1,372	2,800	7.7	25	3,151	4,104	2,646	900	14.8
31~35	2,128	1,372	2,800	7.7	25	3,151	4,104	2,646	900	14.8
36~40	2,474	2,117	2,550	7.0	25	2,869	4,656	3,984	800	13.2
41~45	3,168	2,400	2,400	8.5	20	2,627	6,336	4,800	800	17.0
46~50	3,783	2,867	1,950	9.5	15	2,077	6,984	5,292	600	17.6
51~55	5,066	3,536	1,700	8.3	15	1,811	8,940	6,240	500	14.6
56~60	5,233	3,186	1,150	8.7	10	1,192	10,920	6,648	400	18.2
61~65	4,278	2,262	600	9.5	5	606	8,556	4,524	200	19.0
66	6,354	3,060	600	9.5	5	606	12,708	6,120	200	19.0

F1(F)コース：必要保障額の約60%補てんを目指したコースです。(月額のみ(F)は約45%補てん)

保険年齢 (歳)	月額給付部分						ボーナス給付部分					
	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約:万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約:万円)	ボーナス払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約:万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約:万円)
	男 性	女 性					男 性	女 性				
15～30	1,900	1,225	2,500	6.8	25	2,813	3,648	2,352	800	13.2	25	900
31～35	1,596	1,029	2,100	5.7	25	2,363	3,192	2,058	700	11.5	25	787
36～40	1,892	1,619	1,950	5.3	25	2,194	3,492	2,988	600	9.9	25	675
41～45	2,376	1,800	1,800	6.3	20	1,970	4,752	3,600	600	12.7	20	656
46～50	2,813	2,132	1,450	7.0	15	1,544	5,820	4,410	500	14.6	15	532
51～55	3,725	2,600	1,250	6.1	15	1,331	7,152	4,992	400	11.7	15	426
56～60	3,868	2,355	850	6.4	10	881	8,190	4,986	300	13.7	10	311
61～65	3,209	1,697	450	7.1	5	454	6,417	3,393	150	14.3	5	151
66	4,766	2,295	450	7.1	5	454	9,531	4,590	150	14.3	5	151

定年退職時まで
継続いただけた方のみ、
退職後も69歳まで
団体扱いで
継続できます。

③ 医療保障コース

契 約 者：静岡県教職員組合
事務委託：静岡県教職員生活
協同組合

（短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】）

特 長

- 1. 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 2. 簡単な告知のみで加入できます。
- 3. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

月払保険料と保障額

＜加入対象区分：本人・配偶者・子ども＞ 新規加入・増額のお取り扱いはございません

	加入対象区分	本 人	配 偶 者		こども
保障内容	入院給付金日額 (申込コース)※1	8,000円	5,000円	3,000円	3,000円
	死亡保険金※2	10万円			
月 払 保 険 料	15～20歳	1,737円	1,098円	672円	一律 679円 (0歳～22歳まで)
	21～25歳	2,155円	1,357円	825円	
	26～30歳	2,435円	1,532円	930円	
	31～35歳	2,531円	1,592円	966円	
	36～40歳	2,575円	1,621円	985円	
	41～45歳	2,861円	1,802円	1,096円	
	46～50歳	3,358円	2,116円	1,288円	
	51～55歳	4,279円	2,698円	1,644円	
	56～60歳	5,560円	3,511円	2,145円	
	61～65歳	7,635円	4,827円	2,955円	
	66～69歳	10,798円	6,835円	4,193円	

- 1. 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2022年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 - 2. 申込額は、本人は8,000円・5,000円または3,000円、配偶者は5,000円または3,000円のいずれか1つを選択できます。こどもは3,000円のみです。
 - 3. 記載の保険料は本人加入者が1,000名以上の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば左記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
 - 4. 本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の給付金および、配偶者、こどもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。
- ※1. 「入院給付金日額」とは、病気・ケガで継続して2日以上入院のときを条件とし、1日目より給付されます。
※2. 死亡したときに死亡保険金をお支払いいたします。
※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

退職後のお取扱いについて

- 定年退職の方のみ退職後も69歳まで継続可能です。
- 定年退職予定の方は継続の有無に関わらず、意思確認のため、申込書の提出をお願いいたします。

＜加入対象区分：本人＞

コース	年 齢 (歳)	月額給付部分						ボーナス給付部分					
		月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約：万円)	ボーナス払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約：万円)
		男 性	女 性					男 性	女 性				
Z1 (Z)	15～30	1,892	1,220	2,489	6.8	25	2,801	3,356	2,164	736	12.1	25	828
	31～35	2,125	1,370	2,796	7.7	25	3,146	3,356	2,164	736	12.1	25	828
	36～40	2,943	2,518	3,034	10.7	20	3,321	4,866	4,163	836	17.8	20	915
	41～45	3,909	2,961	2,961	14.4	15	3,154	7,572	5,736	956	28.0	15	1,018
	46～50	4,433	3,359	2,285	17.4	10	2,370	7,333	5,557	630	28.7	10	653
	51～55	3,454	2,411	1,159	18.4	5	1,171	7,384	5,154	413	39.3	5	417
	56～60	4,168	2,537	916	14.5	5	925	11,275	6,864	413	39.3	5	417
	61～65	6,531	3,453	916	14.5	5	925	17,668	9,342	413	39.3	5	417
	66	9,700	4,672	916	14.5	5	925	26,242	12,638	413	39.3	5	417

コース	年 齢 (歳)	月額給付部分						ボーナス給付部分					
		月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約：万円)	ボーナス払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約：万円)
		男 性	女 性					男 性	女 性				
Y1 (Y)	15～30	1,140	735	1,500	4.1	25	1,688	2,440	1,573	535	8.8	25	602
	31～35	1,399	902	1,841	5.0	25	2,071	2,440	1,573	535	8.8	25	602
	36～40	1,927	1,649	1,987	7.0	20	2,175	3,800	3,252	653	13.9	20	714
	41～45	2,346	1,777	1,777	8.6	15	1,893	5,061	3,834	639	18.7	15	680
	46～50	2,666	2,020	1,374	10.4	10	1,425	4,900	3,713	421	19.2	10	436
	51～55	2,080	1,452	698	11.0	5	705	4,613	3,220	258	24.6	5	260
	56～60	2,525	1,537	555	8.8	5	560	7,043	4,288	258	24.6	5	260
	61～65	3,957	2,092	555	8.8	5	560	11,037	5,836	258	24.6	5	260
	66	5,877	2,831	555	8.8	5	560	16,393	7,895	258	24.6	5	260

コース	年 齢 (歳)	月額給付部分						ボーナス給付部分					
		月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約：万円)	ボーナス払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約：万円)
		男 性	女 性					男 性	女 性				
X1 (X)	15～30	570	368	750	2.0	25	844	1,222	788	268	4.4	25	301
	31～35	700	451	921	2.5	25	1,036	1,222	788	268	4.4	25	301
	36～40	964	825	994	3.5	20	1,088	2,532	2,166	435	9.2	20	476
	41～45	1,173	889	889	4.3	15	947	3,778	2,862	477	14.0	15	508
	46～50	1,346	1,020	694	5.2	10	719	4,900	3,713	421	19.2	10	436
	51～55	1,040	726	349	5.5	5	352	3,701	2,583	207	19.7	5	209
	56～60	1,447	881	318	5.0	5	321	5,651	3,440	207	19.7	5	209
	61～65	2,267	1,199	318	5.0	5	321	8,855	4,682	207	19.7	5	209
	66	3,368	1,622	318	5.0	5	321	13,153	6,334	207	19.7	5	209

	年 齢 (歳)	月額給付部分					年 齢 (歳)	月額給付部分					年 齢 (歳)	月額給付部分						
		初年度 支給月額 (約：万円)	支給 期間	年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	月払保険料(円)			初年度 支給月額 (約：万円)	支給 期間	年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	月払保険料(円)			初年度 支給月額 (約：万円)	支給 期間	年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	月払保険料(円)			
					男性						女性						男性	女性	男性	女性
C	15～30	11.0	25年間	4,000	3,040	1,960	B	15～30	8.2	25年間	3,000	2,280	1,470	A	15～30	5.5	25年間	2,000	1,520	980
	31～35	11.0	25年間		3,040	1,960		31～35	8.2	25年間		2,280	1,470		31～35	5.5	25年間		1,520	980
	36～40	14.2	20年間		3,880	3,320		36～40	10.6	20年間		2,910	2,490		36～40	7.1	20年間		1,940	1,660
	41～45	19.5	15年間		5,280	4,000		41～45	14.6	15年間		3,960	3,000		41～45	9.7	15年間		2,640	2,000
	46～50	30.4	10年間		7,760	5,880		46～50	22.8	10年間		5,820	4,410		46～50	15.2	10年間		3,880	2,940
	51～55	63.5	5年間		11,920	8,320		51～55	47.6	5年間		8,940	6,240		51～55	31.7	5年間		5,960	4,160
	56～60	63.5	5年間		18,200	11,080		56～60	47.6	5年間		13,650	8,310		56～60	31.7	5年間		9,100	5,540
	61～65	63.5	5年間		28,520	15,080		61～65	47.6	5年間		21,390	11,310		61～65	31.7	5年間		14,260	7,540
	66	63.5	5年間		42,360	20,400		66	47.6	5年間		31,770	15,300		66	31.7	5年間		21,180	10,200

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2022年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(半年払保険料併用特約、年金払特約)をセットしたものです。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- A、B、C、D、E、F、G、H、X、Y、Zは月払のみのコースです。(ボーナス払いはありません。)
- 配偶者の保険料は月払のみです。
- 表記以外の年齢の方の保険料は引受保険会社までお問い合わせください。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

退職後のお取扱いについて

- 定年退職の方のみ退職後も65歳まで継続可能です。
- ご退職後はHコース(本人)、150万円(配偶者)のみのお取扱いとなります。
- 定年退職後継続加入いただけるのは本人のみとなります。
- 継続をご希望の方は、定年退職する年度のお手続き期間に必ず申込書にて、Hコース(本人)、150万円(配偶者)へ変更のお手続きをお願いいたします。
- 定年退職予定の方は継続の有無に関わらず、意思確認のため、申込書の提出をお願いいたします。

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

①-Aアクティブコース

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】)

新規加入・増額のお取り扱いはございません
(生活支援コースオプション)
契約者：静岡県教職員生活協同組合

特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。
- 入院・通院保険金は1日目からお支払いします。

補償額と月払保険料 (加入区分：本人・配偶者・子ども)

●本人		従来「傷害保険」と同額コース	傷害保険加入者おすすめ従来補償+α	従来「アクティブコース」と同額コース	従来「傷害保険」「アクティブコース」を合わせたコース
補償項目		Aコース	A1コース	Dコース	ADコース
傷害	入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	日額 3,800円	日額 3,800円	日額 3,200円	日額 7,000円
	通院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度)	日額 2,200円	日額 2,200円	日額 1,600円	日額 3,800円
	手術保険金 (状況により)	1.9・3.8万円	1.9・3.8万円	1.6・3.2万円	3.5・7万円
携行品損害保険金 (免責3,000円)		—	10万円	10万円	10万円
賠償責任保険金(注)		—	10,000万円	10,000万円	10,000万円
レンタル用品賠償責任保険金 (免責3,000円以上)(注)		—	30万円	30万円	30万円
キャンセル費用保険金 (免責1,000円以上)		—	10万円	10万円	10万円
救護者費用等保険金		—	200万円	200万円	200万円
月払保険料		660円	790円	640円	1,300円

●配偶者・子ども

●配偶者・子ども		従来「傷害保険」と同額コース	傷害保険加入者おすすめ従来補償+α	従来「アクティブコース」と同額コース	従来「傷害保険」「アクティブコース」を合わせたコース
補償項目		Bコース(配偶者) Cコース(子ども)	B1コース(配偶者) C1コース(子ども)	Eコース(配偶者) Fコース(子ども)	BEコース(配偶者) CFコース(子ども)
傷害	入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	日額 3,800円	日額 3,800円	日額 3,300円	日額 7,100円
	通院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度)	日額 2,200円	日額 2,200円	日額 1,900円	日額 4,100円
	手術保険金 (状況により)	1.9・3.8万円	1.9・3.8万円	1.65・3.3万円	3.55・7.1万円
携行品損害保険金 (免責3,000円)		—	10万円	10万円	10万円
賠償責任保険金(注)		—	—	—	—
レンタル用品賠償責任保険金 (免責3,000円以上)(注)		—	—	—	—
キャンセル費用保険金 (免責1,000円以上)		—	10万円	10万円	10万円
救護者費用等保険金		—	200万円	200万円	200万円
月払保険料		660円	730円	650円	1,310円

ご加入に関する注意事項
本人Aコースに加入の場合は、配偶者・子どもはBコース・Cコースのみが選択可能です(その他の配偶者・子どものコースは選択できません)

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人(Aコースを除く)の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります)。
・配偶者
・本人またはその配偶者の同居の親族
・本人またはその配偶者の別居の未婚の子
なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。
【お取り扱いできない事項の例】
●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
●保険期間の変更
●保険料の払込方法の変更 など
*補償内容の詳細は、パンフレットを参照願います。

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

①-B医療費支援コース(先進医療型)

新規加入・増額のお取り扱いはございません
(生活支援コースオプション)

特長

- 先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。(通算2,000万円まで)(対象となる先進医療についてはパンフレットの給付金に関するご注意をご覧ください。)
- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

保障内容 (加入対象区分：本人・配偶者・子ども) 基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

支援給付金額(コース)：本人・配偶者：3万円、子ども：2.5万円

加入対象区分	病気・ケガで入院をしたとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	入院を伴わない手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	入院を伴わない放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]
本人・配偶者	3万円	3万円	3万円	先進医療の技術に係る費用と同額 (通算2,000万円まで)
子ども	2.5万円	2.5万円	2.5万円	

※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。
※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。
※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

月払保険料 基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

3万円コース(支援給付金額3万円) (単位：円)

加入対象区分・年齢		月払保険料	
性 別		男 性	女 性
本人・配偶者	15歳～20歳	358	295
	21歳～25歳	316	406
	26歳～30歳	322	547
	31歳～35歳	343	610
	36歳～40歳	412	598
	41歳～45歳	499	586
	46歳～50歳	637	637
	51歳～55歳	817	715
	56歳～60歳	1,099	835
	61歳～65歳	1,468	1,027
	66歳～69歳	1,699	1,288
	70歳	1,819	1,420

2.5万円コース(支援給付金額2.5万円) (単位：円)

加入対象区分・年齢	月払保険料
子ども(0歳～22歳)	一律 368

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2022年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※記載の保険料は加入者が1,000名以上3,000名未満の場合の保険料です。
したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
※子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
※配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員加入となります。
※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。
※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

退職後も70歳まで
団体扱いで
保障を準備できます。

①-C70歳継続コース

新規加入・増額のお取り扱いはございません
(生活支援コースオプション)

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 団体無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

特長

1. 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
2. ご退職後も70歳まで保障を準備できます。
3. 配偶者も加入することができます。
4. 保険料率はご加入後満期まで同一です。

保障内容

＜加入対象区分:本人・配偶者＞

○ 死亡・高度障害のとき
死亡・高度障害保険金

300万円

《リビング・ニーズ特約》
余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

月払保険料

年齢・性別により異なります。

※下表は本年度新規加入者用です。現在加入されている方については加入時の保険料率が適用されています。

月払保険料　＜保険期間70歳満了、 団体月払、 保険金額300万円＞

年齢	月払保険料		年齢	月払保険料		年齢	月払保険料		年齢	月払保険料	
	男 性	女 性		男 性	女 性		男 性	女 性		男 性	女 性
15歳	1,029円	672円	28歳	1,314円	828円	41歳	1,818円	1,074円	54歳	2,730円	1,446円
16歳	1,044円	681円	29歳	1,338円	843円	42歳	1,869円	1,101円	55歳	2,823円	1,479円
17歳	1,065円	690円	30歳	1,371円	861円	43歳	1,926円	1,128円	56歳	2,919円	1,509円
18歳	1,086円	702円	31歳	1,404円	873円	44歳	1,986円	1,152円	57歳	3,024円	1,545円
19歳	1,104円	714円	32歳	1,434円	891円	45歳	2,046円	1,179円	58歳	3,132円	1,584円
20歳	1,125円	723円	33歳	1,470円	909円	46歳	2,115円	1,209円	59歳	3,246円	1,620円
21歳	1,143円	735円	34歳	1,506円	930円	47歳	2,181円	1,239円	60歳	3,360円	1,656円
22歳	1,164円	747円	35歳	1,545円	948円	48歳	2,253円	1,269円	61歳	3,486円	1,695円
23歳	1,188円	759円	36歳	1,587円	966円	49歳	2,328円	1,302円	62歳	3,615円	1,737円
24歳	1,212円	771円	37歳	1,626円	987円	50歳	2,406円	1,329円	63歳	3,750円	1,779円
25歳	1,233円	783円	38歳	1,674円	1,008円	51歳	2,484円	1,359円	64歳	3,888円	1,824円
26歳	1,257円	798円	39歳	1,716円	1,032円	52歳	2,562円	1,389円	65歳	4,029円	1,872円
27歳	1,284円	813円	40歳	1,767円	1,050円	53歳	2,643円	1,416円			

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2022年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- ・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。
- ・記載の保険料は総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。)
- ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- ・加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり　約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- ・本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

②-A生活維持ロング

(年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

特長

1. 死亡・高度障害の場合、家族に必要な期間、必要な生活費(月額給付)を死亡・高度障害保険金として一時金もしくは年金でお支払いします。
2. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。
3. 退職後も70歳まで同じ制度内容で継続が可能です。

月払保険料と保障額

＜加入対象区分:本人・配偶者＞　死亡・高度障害のとき

【本人】Sコース **NEW** 【配偶者】600万円コース：必要保障額の100%補てんを目指したコースです。

保険年齢 (歳)	月払保険料(円)		月額給付			
	男 性	女 性	年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約：万円)
15～35	498	336	600	9.5	5	606
36～40	624	540				
41～45	834	642				
46～50	1,206	924				
51～55	1,830	1,290				
56～60	2,772	1,704				
61～65	4,320	2,304				
66～70	6,396	3,102				

【本人】Tコース **NEW** 【配偶者】400万円コース：必要保障額の約80%補てんを目指したコースです。

保険年齢 (歳)	月払保険料(円)		月額給付			
	男 性	女 性	年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約：万円)
15～35	332	224	400	6.3	5	404
36～40	416	360				
41～45	556	428				
46～50	804	616				
51～55	1,220	860				
56～60	1,848	1,136				
61～65	2,880	1,536				
66～70	4,264	2,068				

【本人】Uコース【配偶者】200万円コース：必要保障額の約60%補てんを目指したコースです。

保険年齢 (歳)	月払保険料(円)		月額給付			
	男 性	女 性	年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度支給額 (約：万円)	支給期間 (年)	支給総額 (約：万円)
15～35	166	112	200	5.3	3	200
36～40	208	180				
41～45	278	214				
46～50	402	308				
51～55	610	430				
56～60	924	568				
61～65	1,440	768				
66～70	2,132	1,034				

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2022年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(年金払特約)をセットしたものです。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

契 約 者：静岡県教職員組合
事務委託：静岡県教職員生活協同組合

療養サポート

②-B 短期療養サポート

新規加入・増額の
お取り扱いはございません
(生活維持コースオプション)

(特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

短期療養サポートは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

特 長

1. 休職(就業不能状態)が不支給期間※20日を超えて継続している場合に、給付金をお支払いします。
2. 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神疾患による就業不能状態もお支払いします。
※不支給期間とは、就業不能状態に該当した日以降、当制度のお支払いの対象とならない期間をいいます。
※給付金のお支払いについて、パンフレットの35～39ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。
3. 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合に配当金をお支払いします。

保 障 内 容

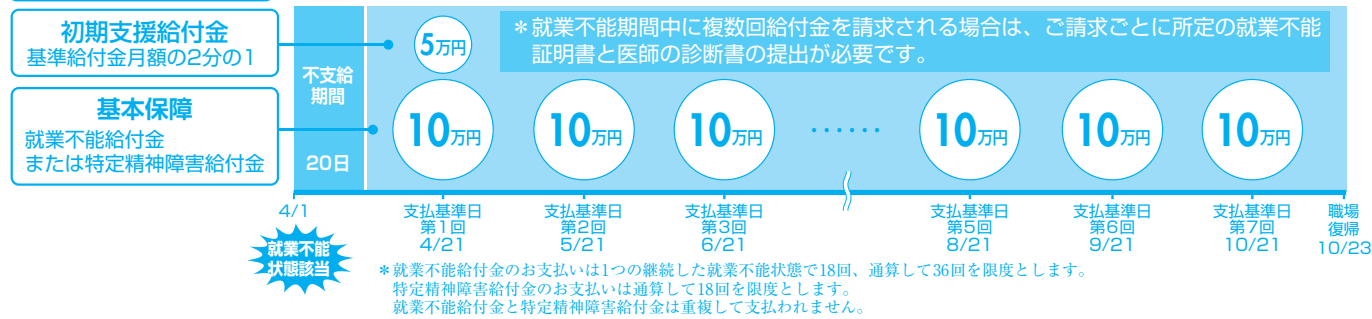
〈加入対象区分：本人〉

給付内容	基準給付金月額	
	5万円コース	10万円コース
就業不能状態が20日を超えて継続したとき(毎月の支払基準日(注)まで継続することに1回、最大18回) 主契約 【就業不能給付金】または【特定精神障害給付金】	5万円	10万円
第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき 初期支援給付特約【初期支援給付金】	2.5万円	5万円

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の該当日となります。
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます)。
・就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。
・就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。
保険金等のお支払いについて、パンフレット35～39ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

給付イメージ

【例】就業不能給付金+特定精神障害給付金+初期支援給付金 不支給期間 20日・基準給付金月額10万円
事例：4月1日から就業不能状態が継続し、10月23日に職場復帰



月 払 保 険 料

基本保障：主契約、特定精神障害給付特約、初期支援給付特約

申込コース (基準給付金月額)	5万円コース		10万円コース	
年齢	男性	女性	男性	女性
15歳～19歳	593円	693円	1,185円	1,385円
20歳～24歳	610円	648円	1,220円	1,295円
25歳～29歳	605円	773円	1,210円	1,545円
30歳～34歳	680円	873円	1,360円	1,745円
35歳～39歳	740円	885円	1,480円	1,770円
40歳～44歳	785円	983円	1,570円	1,965円
45歳～49歳	930円	1,160円	1,860円	2,320円
50歳～54歳	1,195円	1,285円	2,390円	2,570円
55歳～59歳	1,663円	1,483円	3,325円	2,965円
60歳～64歳	2,485円	2,048円	4,970円	4,095円
65歳～69歳	3,100円	2,258円	6,200円	4,515円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳＝2022年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※記載の保険料は加入者が20名以上999名以下の場合の保険料です。
したがって実際の加入者数が異なれば左記保険料は異なりますので、その場合は初回に選んで正規保険料を適用させていただきます。
※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。
※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。
※給付金の受取人は被保険者です。

契 約 者：静岡県教職員組合
事務委託：静岡県教職員生活協同組合

②-C 長期療養サポート

新規加入・増額の
お取り扱いはございません
(生活維持コースオプション)

(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

特 長

病気やケガにより免責期間180日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

万一、病気やケガで長期休職になった場合

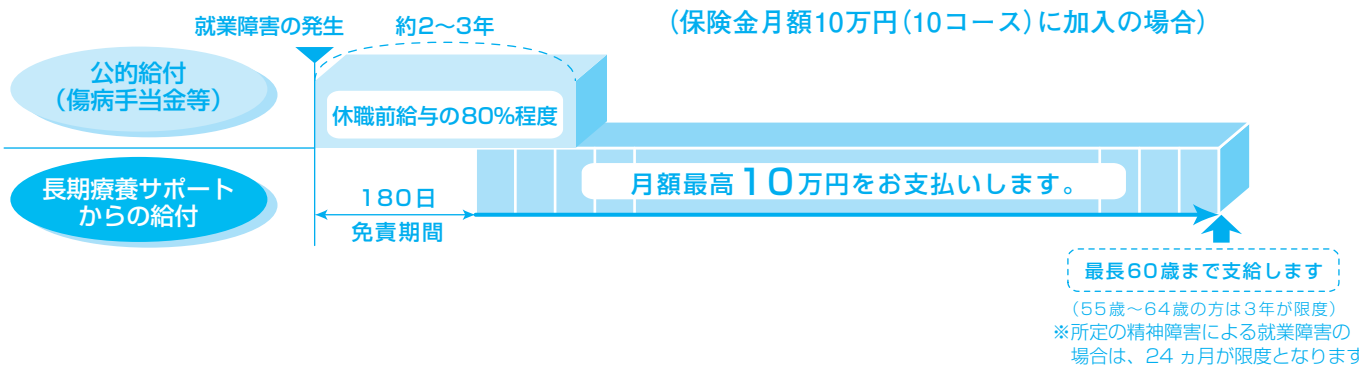
一定期間(2～3年)は公的給付(傷病手当金等)が支給されます。

その後、職場復帰(再就職)できなかった場合、収入が全く途絶えてしまいます。

『長期療養サポート』は、月額最高10万円または5万円を最長60歳(55歳～64歳の方は3年が限度)まで補償する制度です。

補 償 内 容

〈加入区分：本人〉



月 払 保 険 料

コース 年 齢(満)	免 責 間	補償対象 期 間(注)	保険金月額5万円(5コース)		保険金月額10万円(10コース)	
			男 性	女 性	男 性	女 性
15～24歳	180日	60歳	406円	271円	813円	542円
25～29歳			419円	349円	839円	698円
30～34歳			453円	462円	905円	923円
35～39歳			542円	659円	1,083円	1,318円
40～44歳			780円	1,019円	1,561円	2,038円
45～49歳			1,060円	1,362円	2,119円	2,725円
50～54歳	3年	3年	1,284円	1,522円	2,569円	3,044円
55～59歳			1,203円	1,266円	2,406円	2,532円
60～64歳			2,044円	1,918円	4,087円	3,836円

(注) 補償対象期間は契約年齢が54歳までの方は最長60歳まで、55歳～64歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。

* 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

* 年齢は2022年6月1日現在の満年齢です。

* 記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

* 本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

●保険期間中のコース変更(増額・減額等) ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

③-A重病克服支援コース

新規加入・増額のお取り扱いはありません
(医療保障コースオプション)
契約者：静岡県教職員組合
事務委託：静岡県教職員生活協同組合

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付) 集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型) [生命保険]

特長

1. 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
2. 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
3. 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

保障内容等

[加入対象区分：本人・配偶者]

保障区分	保障内容	保険金額		
		100万円	200万円	300万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき	100万円	200万円	300万円
	〔特定疾病保険金〕(※2)			
	死亡・所定の高度障害状態のとき			
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(※3)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき	50万円	100万円	150万円
	〔7大疾病保険金〕(※4)			
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	10万円	20万円	30万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕(※4)			

- ! (※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- (※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※3) 重度の高血圧性疾患とは高血圧性網膜症を指します。
- (※4) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- (注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

◎保険金ごとの保障イメージ<保険金額300万円の場合>

保険金種類		お支払事由				
		死亡・高度障害	特定疾病	その他の4疾病	上皮内新生物	
			悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	
			重度の糖尿病	慢性腎不全		
			重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	肝硬変		
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円				
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 150万円				
特約	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 30万円				
お支払事由ごとの保険金額合計		300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

- (※) 「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
- 「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

! ●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。

●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を支払われた場合に消滅します。

●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。

この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

月払保険料

[加入対象区分：本人・配偶者]

- ・年齢・性別により異なります。
- 月払保険料 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円・200万円・300万円>
- (単位：円)

男 性									
本 人・配偶者									
保険金額	100万円コース			200万円コース			300万円コース		
年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円
15歳	107	50	12	214	100	24	321	150	36
16～20歳	148	65	13	296	130	26	444	195	39
21～25歳	199	70	13	398	140	26	597	210	39
26～30歳	204	80	14	408	160	28	612	240	42
31～35歳	253	105	16	506	210	32	759	315	48
36～40歳	344	135	20	688	270	40	1,032	405	60
41～45歳	478	195	30	956	390	60	1,434	585	90
46～50歳	801	340	47	1,602	680	94	2,403	1,020	141
51～55歳	1,332	540	72	2,664	1,080	144	3,996	1,620	216
56～60歳	2,088	920	124	4,176	1,840	248	6,264	2,760	372
61～65歳	3,257	1,465	227	6,514	2,930	454	9,771	4,395	681
66～70歳	4,824	2,115	348	9,648	4,230	696	14,472	6,345	1,044

(単位：円)

女 性									
本 人・配偶者									
保険金額	100万円コース			200万円コース			300万円コース		
年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円
15歳	102	55	12	204	110	24	306	165	36
16～20歳	123	65	15	246	130	30	369	195	45
21～25歳	148	75	25	296	150	50	444	225	75
26～30歳	189	100	32	378	200	64	567	300	96
31～35歳	271	145	45	542	290	90	813	435	135
36～40歳	400	220	61	800	440	122	1,200	660	183
41～45歳	586	365	80	1,172	730	160	1,758	1,095	240
46～50歳	740	475	100	1,480	950	200	2,220	1,425	300
51～55歳	969	605	103	1,938	1,210	206	2,907	1,815	309
56～60歳	1,195	805	119	2,390	1,610	238	3,585	2,415	357
61～65歳	1,698	955	161	3,396	1,910	322	5,094	2,865	483
66～70歳	2,244	1,275	181	4,488	2,550	362	6,732	3,825	543

- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- (例) 保険年齢40歳＝2022年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- ※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。
- 記載の保険料は主契約の総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。
- その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
- ※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- ※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
- ※配当金はありません。 ※新規加入、特約の新規付加は65歳までです。
- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。



③-B健康づくりサポート

健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

(医療保障コースオプション)



本人

サービス運営費

月額

200円

※健康づくりサポートのみの加入は出来ません。必ず重病克服支援コースとセットでご加入ください。

■サービスの概要

疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



定年退職時まで
継続いただいた方のみ、
退職後も69歳まで
団体扱いで
継続できます。

③-ロ医療充実コース

(医療保険【損害保険】)

新規加入・増額の
お取り扱いはありません
(医療保障コースオプション)
契 約 者：静岡県教職員組合
事務委託：静岡県教職員生活協同組合

特 長

1. 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
2. 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、医療保障コースに上乗せして保険金をお支払いします。
3. 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

補 償 内 容

〈加入区分：本人・配偶者〉

入院保険金日額・手術基準日額：8,000円、5,000円、3,000円、介護保険金額：100万円、親介護保険金額：300万円、200万円、100万円

入院保険金日額5,000円の場合

【女性疾病特約】	オプション	○三大疾病および所定の生活習慣病で入院したとき 三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金	5,000円 × 入院日数
	オプション	○三大疾病および所定の生活習慣病で所定の手術を受けたとき 疾病手術保険金＋三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金	手術の種類に応じて 10万円 ・ 20万円 ・ 40万円
	オプション	○疾病により所定の手術を受けたとき 疾 病 手 術 保 険 金	手術の種類に応じて 5万円 ・ 10万円 ・ 20万円
	オプション	○傷害により所定の手術を受けたとき 傷 害 手 術 保 険 金	手術の種類に応じて 5万円 ・ 10万円 ・ 20万円
	オプション	○所定の要介護状態になったとき 介 護 保 険 金	100万円(1回限度)
	オプション	○女性疾病で入院したとき 女 性 疾 病 入 院 保 険 金	+5,000円 × 入院日数
	オプション	○女性疾病で所定の手術を受けたとき 女 性 疾 病 手 術 保 険 金	手術の種類に応じて +5万円 ・ +10万円 ・ +20万円
	オプション	○女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき 女 性 疾 病 手 術 保 険 金	手術の種類に応じて 10万円 ・ 20万円
	オプション	○親が所定の要介護状態になったとき 親 介 護 保 険 金	親介護特約のコースに応じて 100万円・200万円・300万円のいずれか(1回限度)
	オプション	○女性疾病で入院したとき 女 性 疾 病 入 院 保 険 金	5,000円 × 入院日数

○「三大疾病」とは、がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中、「所定の生活習慣病」とは、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。
○「女性疾病」には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。
*糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
*三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
*手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。
*介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。
*介護保険金は入院保険金日額にかかわらず全コース一律100万円です。
*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
【お取扱いできない事項の例】
●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等) ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

※この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

月 払 保 険 料

※医療保障コースの入院給付金日額と同日額でお申し込みください。

(単位：円)				+	【女性疾病特約】			(単位：円)			【親介護特約】				(単位：円)		
年齢区分	本人	本人・配偶者			本人	本人・配偶者		親の年齢 (保険年齢)	親介護部分								
	Aコース	Bコース	Cコース		ALコース	BLコース	CLコース		Rコース	Qコース	Pコース						
	入院保険金日額8,000円	入院保険金日額5,000円	入院保険金日額3,000円		入院保険金日額8,000円	入院保険金日額5,000円	入院保険金日額3,000円		(300万円)	(200万円)	(100万円)						
15歳	700	450	300	460	290	180	30歳～35歳	10	10	10							
16歳～20歳	760	490	310	460	290	180	36歳～40歳	10	10	10							
21歳～25歳	790	510	320	510	330	200	41歳～45歳	50	30	20							
26歳～30歳	880	560	350	750	470	280	46歳～50歳	90	60	30							
31歳～35歳	930	580	370	640	410	250	51歳～55歳	200	130	70							
36歳～40歳	950	610	370	690	440	260	56歳～60歳	420	280	140							
41歳～45歳	1,020	640	400	860	540	320	61歳～65歳	890	590	300							
46歳～50歳	1,200	740	470	1,060	670	400	66歳～70歳	1,840	1,220	610							
51歳～55歳	1,940	1,250	770	1,220	770	460	71歳～75歳	3,900	2,600	1,300							
56歳～60歳	2,850	1,830	1,150	1,380	870	520	76歳～80歳	8,310	5,540	2,770							
61歳～65歳	4,260	2,770	1,780	1,430	900	540	81歳～85歳	17,680	11,790	5,890							
66歳～69歳	6,040	4,000	2,650	1,450	910	550											

※親介護の保険料は親一人当たりの保険料です。それぞれの

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳＝2022年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
○医療充実コースのみのご加入はできません。医療保障コースと同日額にてご加入ください。
○配偶者・親だけのご加入はできません。ごどもはご加入できません。
○本人の親は、本人の医療充実コース加入が条件です。配偶者の親は、配偶者の医療充実コース加入が条件です。
○本人が脱退した場合には、配偶者・親は同時に脱退となります。

退職後のお取扱いについて

- 定年退職の方のみ退職後も69歳まで継続可能です。
- ご継続には医療保障コースへの加入が必要です。
- 定年退職予定の方は継続の有無に関わらず、意思確認のため、申込書の提出をお願いいたします。

各制度のお取扱いについて(共通部分)

保 険 期 間

＜生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、アクティブコース、医療費支援コース(先進医療型)、長期療養サポート、短期療養サポート、重病克服支援コース、短期医療プラス、医療充実コース＞
1年間(2022年6月1日～2023年5月31日)で、以後毎年更新します。
＜生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、医療費支援コース(先進医療型)＞
保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス給付部分については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。
＜70歳継続コース＞
2022年6月1日からご加入者(被保険者)が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで
※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。
※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

申 込 方 法

＜生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、医療費支援コース(先進医療型)、短期療養サポート、長期療養サポート、重病克服支援コース、短期医療プラス、医療充実コース＞
所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、静岡県教職員生活協同組合までご提出ください。
継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
申込書は3枚複写となっております。3枚目は本人控として保管ください。
＜70歳継続コース＞
所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。
＜アクティブコース＞
所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、静岡県教職員生活協同組合までご提出ください。
継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

継続加入の取扱い

＜生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、医療費支援コース(先進医療型)、短期療養サポート＞
一旦加入すれば以後の更新時に病気でなくても前年度と同じ保険金額・入院給付金日額・給付金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・入院給付金日額・給付金額・受取人等の変更の申し出がない場合も、従前どおりのご加入内容で継続となります。
＜アクティブコース＞
加入の次年度からは、明治安田損害保険㈱またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。
ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
＜長期療養サポート＞
いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。
なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
＜医療充実コース＞
いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。
なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

自動更新の取扱い

＜重病克服支援コース、短期医療プラス＞
保険期間の満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。
※更新後のご契約の保険期間は1年です。
※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
＜70歳継続コース＞
ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。
※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

保 険 料

＜生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、アクティブコース、医療費支援コース(先進医療型)、70歳継続コース、長期療養サポート、短期療養サポート、重病克服支援コース、短期医療プラス、医療充実コース＞
毎月の保険料の支払は、教職員互助組合購入資金借用申込書により給与から控除されます。ボーナス分保険料については6月と12月の給与より月額保険料に上乗せして控除します。(月額保険料・ボーナス分保険料の初回は2022年6月分より)
借用申込書は6月初旬に送付いたします。

税法上の取扱い

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
＜生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、医療費支援コース(先進医療型)、70歳継続コース、重病克服支援コース、短期療養サポート、短期医療プラス＞
●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
●本人の死亡保険金は、法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
●本人が受取る配偶者・ごどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※また、配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
●高度障害保険金・障害保険金・障害初期給付金・入院給付金・集中治療給付金・手術給付金・手術後療養給付金・特定疾病保険金・7大病病保険金、がん・上皮内新生物保険金・入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金は非課税です。
●70歳継続コースの解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
※一時所得の課税対象額＝(解約時受取金－総払込保険料－50万円)×1/2
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

退職後制度一覧

退職後継続を希望される場合、**退職日以降5月31日まで継続加入が必要です。**
退職後個人扱いの保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

保障期間	
定年退職者のみ継続可能	生活支援コース ※退職後は200万円(本人・配偶者・子ども)のみ継続いただけます。 65歳まで更新可能^{※1}
	生活維持コース ※退職後はHコース(本人)、150万円(配偶者)のみ継続いただけます。 65歳まで更新可能^{※1}
	医療保障コース 69歳まで更新可能^{※1}
	医療充実コース 69歳まで更新可能^{※1}

※生活支援コース、生活維持コース、医療保障コースに現在ご加入の早期退職の方で、退職後個人扱いへの切り替えをご希望の方は引受保険会社までご連絡ください。

※医療充実コースを継続いただくには医療保障コースの加入が必要です。

定年退職者以外の方も継続可能	生活維持ロング 70歳まで更新可能^{※1}
	アクティブコース 70歳まで更新可能^{※1}
	医療費支援コース(先進医療型) 70歳まで更新可能^{※1}
	70歳継続コース 70歳満了^{※2}
	重病克服支援コース 70歳まで更新可能^{※1} ※70歳以降は80歳満了時まで(退職後重病克服プラン)に加入可^{※2}
	短期医療プラス 70歳まで更新可能^{※1} ※70歳以降は80歳満了時まで(退職後医療プラン)に加入可^{※2}

※1 生活支援コース・生活維持コース・医療保障コース・医療充実コース・生活維持ロング・アクティブコース・医療費支援コース(先進医療型)・重病克服支援コース・短期医療プラスの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 70歳継続コース・退職後重病克服プラン・退職後医療プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

上記制度についてはご契約者が「**団体**」となりますので、ご退職後も静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合が契約者となり、現職同様のスケールメリットを享受しご継続が可能となります。

(保険料の引き落としは静岡県教職員生活協同組合で別途専用の口座を設定しますので、ご退職後も静岡県教職員生活協同組合に引き続きご加入いただくことがご継続の要件となります)

memo